

地方制度の整備 (地方自治体としての郡)



* 劍持家文書605「劍持勝之ほか都濃郡会集合写真」

* 1911（明治44）年3月の通常郡会開催中に郡会の門前で撮られたものです。都濃郡役所の吏員であった劍持勝之は郡書記として郡会にも出席しました。都濃郡役所は徳山村字馬場（現、周南市立徳山小学校のあたり）にありました。

解説

1878（明治11）年に公布された、いわゆる三新法では、地方にも議会（府県会・町村会）がおかれしました。地方議会は豪農層の政治活動の場になり、国会開設に向けた自由民権運動を主導しました。

やがて憲法発布や国会開設など立憲体制の整備の中で、地方制度も三新法に基づく自治から、中央政府の統制による自治を目指す市制・町村制（1888年）、府県制・郡制（1890年）が相次いで定められました。

そこでは、県と町村のあいだの「郡」にも、官選の郡長とともに大地主層を中心とする議会（郡会・郡参事会）がおかれ、郡有財産をもつなど、郡は地方自治体としての性格をもっていました。しかし、1926（大正15）年には自治が廃され、再び元の行政区画としての郡に戻りました。

* 郡会の関連資料は市原家、小田家（柳井市金屋）、志道家、杉山家（山口市）、土山家、伯野家、山内家（秋穂町）、米光家などにもあります。

* 郡の行政体としての「郡役所」は、三新法以来1926（大正15）年まで存続しました。当館には県内の「郡役所文書」963点があるほか、関連資料が『山口県文書館蔵 行政文書目録5 -郡役所文書-』にまとめられています。